

公募の要件等について（素案）

【公募の目的】

高山市新火葬場建設基本構想（平成 29 年 7 月）[資料 3-2](#)に基づく火葬場を建設するため、その建設用地を確保しようとするもの

【申出人】

自薦の場合 市内に推薦地を所有する個人または法人（推薦地を共有している場合、そのうち 1 人を申出人とする。）

他薦の場合 土地所有者全員の同意を得た、市民または市内に事業所を有する法人・団体

※いずれの場合も、土地所有者全員の火葬場建設の候補地とすることの同意書を添付する。

【面積及び法令等】

施設、駐車場及び緩衝帯の整備のために、次の区域指定等がされていない土地が 9,000 m²程度以上確保できること。

- 1 都市計画用途地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域または第一種中高層住居専用地域
- 2 砂防指定地
- 3 急傾斜地崩壊危険区域
- 4 地すべり防止区域
- 5 周知の埋蔵文化財包蔵地
- 6 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
- 7 施設建設時に支障となる抵当権など所有権以外の権利が設定された土地

【所在地の範囲】

市役所本庁舎からの直線距離が 1.5 km 程度まで、または移動時間が 30 分程度までの土地であること。

【留意事項】

- ・以前に候補地を提案された方についても再度申出する必要がある。
- ・市有地から候補地をあげることについては、建設検討委員会において別途検討する。